

税務調査は税理士だけじゃない！頼りになる士業の正しい選び方

横須賀輝尚 ● パワーコンテンツジャパン代表取締役

税務調査時の対応は税理士のみができるが、調査前後の対策では、ほかの士業も密接に関わる。税務調査の「前」と「後」を救ってくれる士業と、頼りになる士業の選び方を解説しよう。

「税務調査に税理士以外の士業が関係する」。そう言われると大きな違和感があるでしょう。確かに税務調査の対応は税理士の業務分野であり、法律的にはほかの資格者が対応できません。ところが、これは税務調査を「点」で考えたときの考え方。実は税務調査を「線」で考えると、ほかの士業や専門家も密接に関わってくるのです。

まずは税務調査の前に行う重要な帳簿業務、「記帳代行業務」に関わる専門家です。記帳業務はもちろんな税理士が行うことができず、できるだけ安い予算で外注したいと考えた場合、行政書士や記帳代行会社にその業務を委託するケースが多く見られます。記帳代行業務は法的に税理士の独占業務ではなく、誰でも行うことができる業務です。

行政書士が作成した帳簿や決算

書類をまとめて、最終的には税理士が決算の申告業務を行うことになりませんが、税理士も行政書士が作った帳簿や決算書類を全てチェックすることは不可能なので、行政書士の質が問われることとなります。行政書士の業務が甘いと数字にズレが生じ、税務調査の際に整合性が取れなくなるのです。そのため、腕の良い行政書士をしっかりと選んでおくことで税務調査もスムーズに進みます。

一方、税理士事務所が記帳代行業務まで全て依頼しておけば安心かといえば、そうとは言いきれません。実際には、税理士事務所が記帳業務を行政書士や記帳代行会社などに委託していることがあります。税理士事務所が外部委託している場合、委託先の業務レベルが重要になり、帳簿書類の連携やチェックがどれだけできているかを確認する必要があります。

ことになり、贈与に当たります。贈与税は、個人の財産を年間110万円以上受け取った場合に課税されるのですが、司法書士が税法について何も知らないとこの処理をせず、無自覚に脱税していたという場合もあるのです。

このように、税務調査前に関わる士業の力量や取り組み方によって、税務調査の結果が大きく変わってしまうことがあるのです。一方で、税務調査の「後」に必要な士業や専門家もいます。

それが資金繰りや資金調達に関する専門家です。多くの場合、税務調査が入ると納税額が増え、修正申告をすることになります。そ

の際、想像をはるかに超えて納税額が高く、一括納付が難しいこともあり得ます。そうなるといわゆる「分納」をしますが、3回以上の分納を税務署に認めてもらうことは簡単ではありません。このとき、長期の分納を実現し導くのが、精度の高い「資金繰り表」です。それがあれば、税務署を納得させ、長期の分納が可能になるので、税務調査後には資金繰りに強い専門家がいると心強いのです。

なお、資金繰り業務や資金調達業務は税理士、行政書士などの士業が行う場合が多く見られますが、法律の制限はなく、無資格でも行

次は「給与計算」に関わる専門家です。これも税務調査の「前」に大きく関係するもので、主に社会保険労務士（以下、社労士）と税理士がこれに当たります。給与計算業務も記帳業務と同様、法的な制限がなく誰でも行うことができる業務で、社労士と税理士が請け負うのが一般的です。

また、給与計算業務も、社労士事務所任せられている場合、税理士が入念なチェックをしているとは限りません。給与計算にミスがあれば、当然、税務調査時にズレが出る可能性があるのです。

これに加えて、税務調査時には、申告した従業員への給与額の根拠となる証拠資料が重要になります。その資料として重要なものの一つに、役員報酬を決める「株主総会議事録」があります。給与計算業務に関わる士業のアラートがない場合、議事録が存在せず、税務調査時に役員報酬を否認される一因となってしまうことがあります。

実は、給与計算業務や株主総会議事録を残す業務は、厳格にどの士業が行うというルールがありません。特に株主総会議事録は、行政書士や司法書士が作ることもあれば、給与計算業務を行う社労士や税理士が作成することもあり、抜けやすい書類の一つです。言い

うことができます。そのため、資格の有無よりは、実力で専門家を選ぶことがポイントです。

以上のように、税務調査を「点」で考えれば「良い税理士をどう選ぶか」のみを判断すればよいのですが、税務調査の前後も踏まえた「線」で考えた場合、行政書士や社労士、司法書士など、ほかの専門家との連携をうまく行うことで、より税務調査時のダメージを軽減することができるのです。では、税務調査の際に本当に貢献する「プロ士業」をどのように見極めればよいのでしょうか。絶対的な基準はありませんが、まずは報酬額の安さで選ばないことで

換えれば、給与計算に関わる士業がプロフェッショナルであれば、税務調査前に証拠資料が抜けることはない、ということなのです。

「士業の力不足により無自覚に脱税」していることも

このほか、司法書士のミスによって生じる税務調査上の指摘があります。代表的なのは「増資」です。司法書士は登記業務を主たる業務としますが、その中に会社の増資登記があり、ここで気を付けたいのが、共同経営の増資です。

例えば「資本金100万円、株主1人、純資産3000万円」の会社があったとしましょう。この会社に対して、現在の株主とは別に100万円を出資して共同経営をする株主が現れたとします（実際に1・1で株を持ち合うことはほぼないのですが、分かりやすさを優先した例にしています）。

すると、実務上は100万円の増資手続きとなり、会社の資本金は200万円に。商業登記上は何の問題もありません。しかし税法上は、新たに100万円を出資するということは、会社の資産の2分の1の持ち主で、純資産も2分の1の1500万円を譲り受ける

す。報酬額の安さは自信のなさの表れといっても過言ではありません。報酬ではなく、出される提案内容、そしてどれだけ会社に利益をもたらしてくれるか。これが前提の選択基準になります。

加えて、判断を任せられるか。例えば税務調査には「黒」「白」「グレー」のような分類があるといわれますが、判断に迷うときに自信を持ってプロの意見を出してくれるかどうか。「最終的に社長が判断されることです」など、責任を取らない士業は論外でしょう。一度契約したら、永久にその事務所と契約し続けなければならぬ理由はどこにもありません。シビアな目で見極めていくことが重要です。参考に経営者が陥りやすい「失敗する士業選び」チェックリスト（上表）を作りました。一つでも当てはまったら現在契約している士業事務所の見極め、あるいは他事務所への乗り換えなど、士業活用については再検討の余地があるといえるでしょう。

あなたは幾つ当てはまる？

経営者にありがちな「失敗する士業選び」チェックリスト

ありがちなこと	失敗する理由
<input type="checkbox"/> 報酬の安さだけで選んでしまう	報酬が安ければ、当然依頼できる範囲は少ない。結果として必要な仕事を依頼できず、社内のマンパワーを使ってしまうことも
<input type="checkbox"/> 報酬の値下げを要請してしまう	値下げをすれば、モチベーションも優先順位も当然下がる。場合によっては事故につながることも
<input type="checkbox"/> 事務所の近さだけで選んでしまう	オンラインの時代、近いから便利というわけではない。近いだけで実力のない士業を選ぶのは完全に悪手
<input type="checkbox"/> 知名度で大きな法人事務所を選んでしまう	知名度だけで事務所を選んでしまうと、担当者のレベルが低かった場合に最悪
<input type="checkbox"/> 義理人情で事務所を選んでしまう	税理士など、人間関係からの契約は何かあった場合に解除しにくい。経営と義理は分けて考えるべし
<input type="checkbox"/> 実績だけで事務所を選んでしまう	ITリテラシーなどを確認した上で判断しないと、コミュニケーションエラーが起こることも。例えば、高い実績の老舗事務所だとしてもオンラインコミュニケーションに強いとは限らない
<input type="checkbox"/> 業務内容を確認しないで依頼してしまう	例えば、社労士と顧問契約して労務相談をお願いし、手続きもお願しようと思ったのに、給与計算は取り扱っていないなど
<input type="checkbox"/> 書籍、セミナー等で有名なカリスマ士業の事務所に依頼してしまう	カリスマが対応してくれるとは限らない。そもそも実務をやっていないことも

*横須賀輝尚氏監修



よこすか・てるひさ / 特定行政書士。士業・コンサルタントビジネスが専門のコンサルタント。士業や法律実務書の著書多数。『会社を救うプロ士業 会社を潰すダメ士業』（さくら舎）など。